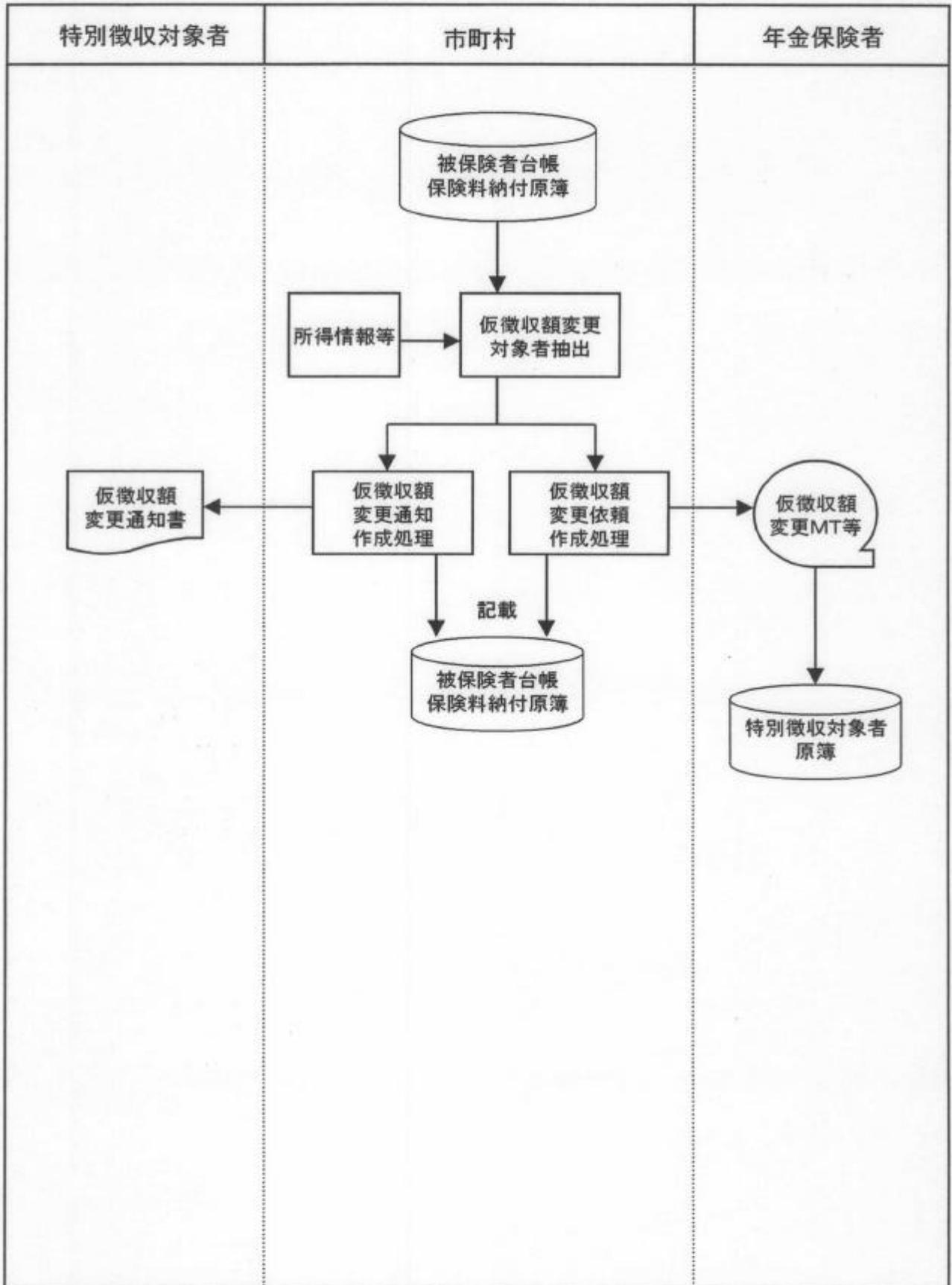


市町村事務処理手順（特別徴収）

大項目	中項目	小項目
1号保険料賦課	特別徴収	仮徴収額変更
		特別徴収依頼
		特徴中止（被保険者異動等）
		特徴中止（年金保険者理由）

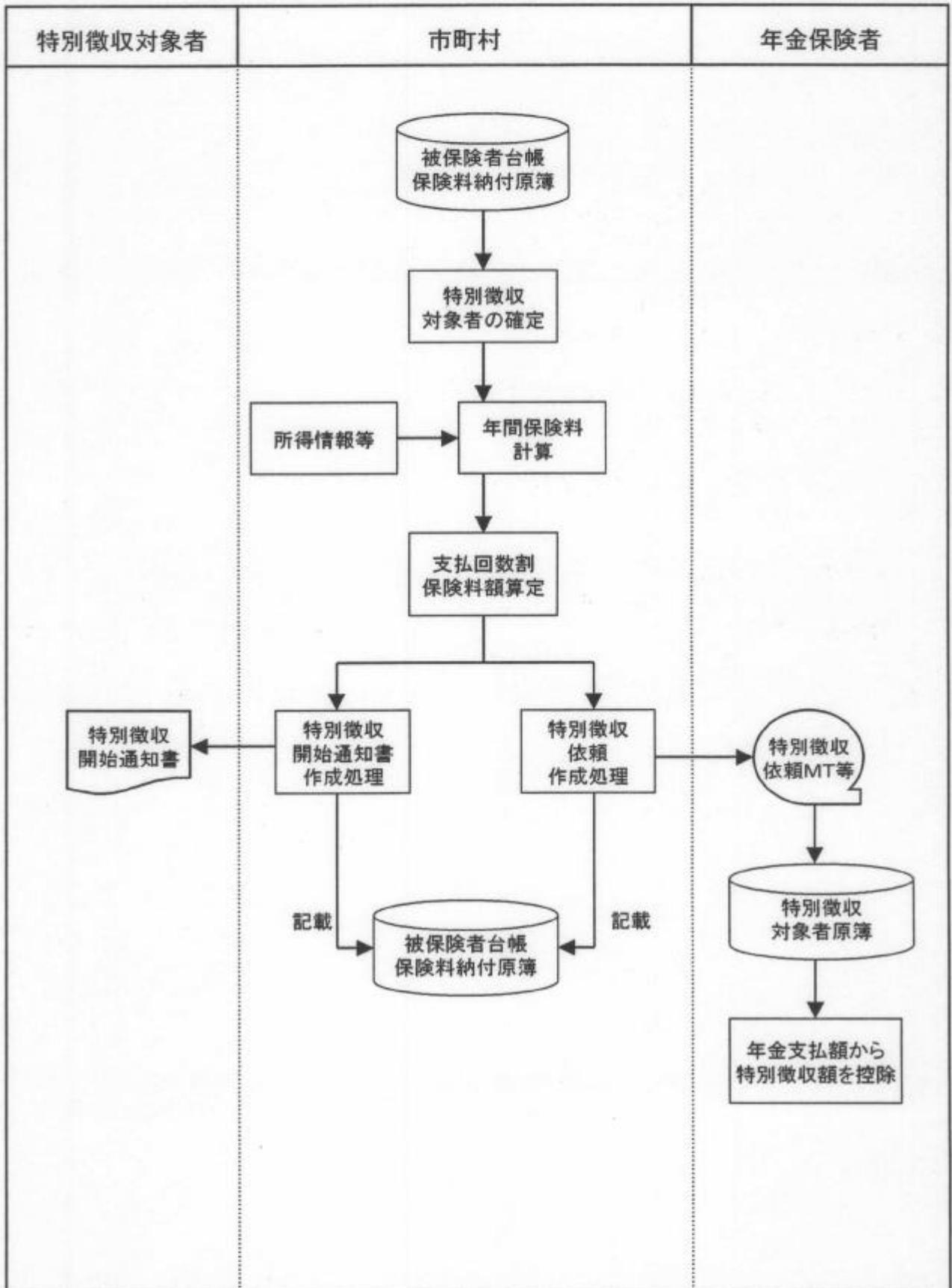
大項目	中項目	小項目	
1号保険料賦課	特別徴収	仮徴収額変更	
市町村		年金保険者	
<p>仮徴収を行う者について、前年の支払回数割保険料額により仮徴収することが適当でない場合に、4月に仮徴収変更を依頼し、6月・8月支払分仮徴収額を変更する。（仮徴収額を予想される当該年度の年間保険料額の1/2に相当する額程度を目安として、6月、8月分の仮徴収額を変更する。）</p> <p>また、6月に仮徴収変更を依頼し、8月支払分仮徴収額を変更することも可能。</p> <p>1 仮徴収額変更対象者の把握 被保険者台帳・保険料納付原簿から特別徴収対象者のうち、仮徴収額を変更した方が適当な者（前年度所得額が前々年度と比較し大きく変動していることが判明している者等）を抽出する。</p> <p>2 仮徴収額変更MT等を作成し、年金保険者あて仮徴収変更依頼を行う。</p> <p>3 仮徴収額変更通知書を作成し、被保険者に送付する。</p> <p>4 被保険者台帳・保険料納付原簿に仮徴収変更額を記載する。</p>		<p>5 特別徴収対象者原簿を更新する。</p>	
<p>備考</p> <p>1 仮徴収額変更依頼の実施時期は各年度4月、5月、6月。</p> <p>2 仮徴収は、原則として前年度の支払回数割保険料額の2月分の額と同額</p> <p>① 4月分は同額</p> <p>② 6、8月分は原則同額</p> <p>③ ただし、市町村が年金保険者に変更の通知を4月に行った場合は、6月及び8月、5月及び6月に行った場合は、8月に、4月分の額の範囲内で当該額の変更ができる。</p>			

1号保険料賦課 特別徴収
仮徴収額変更



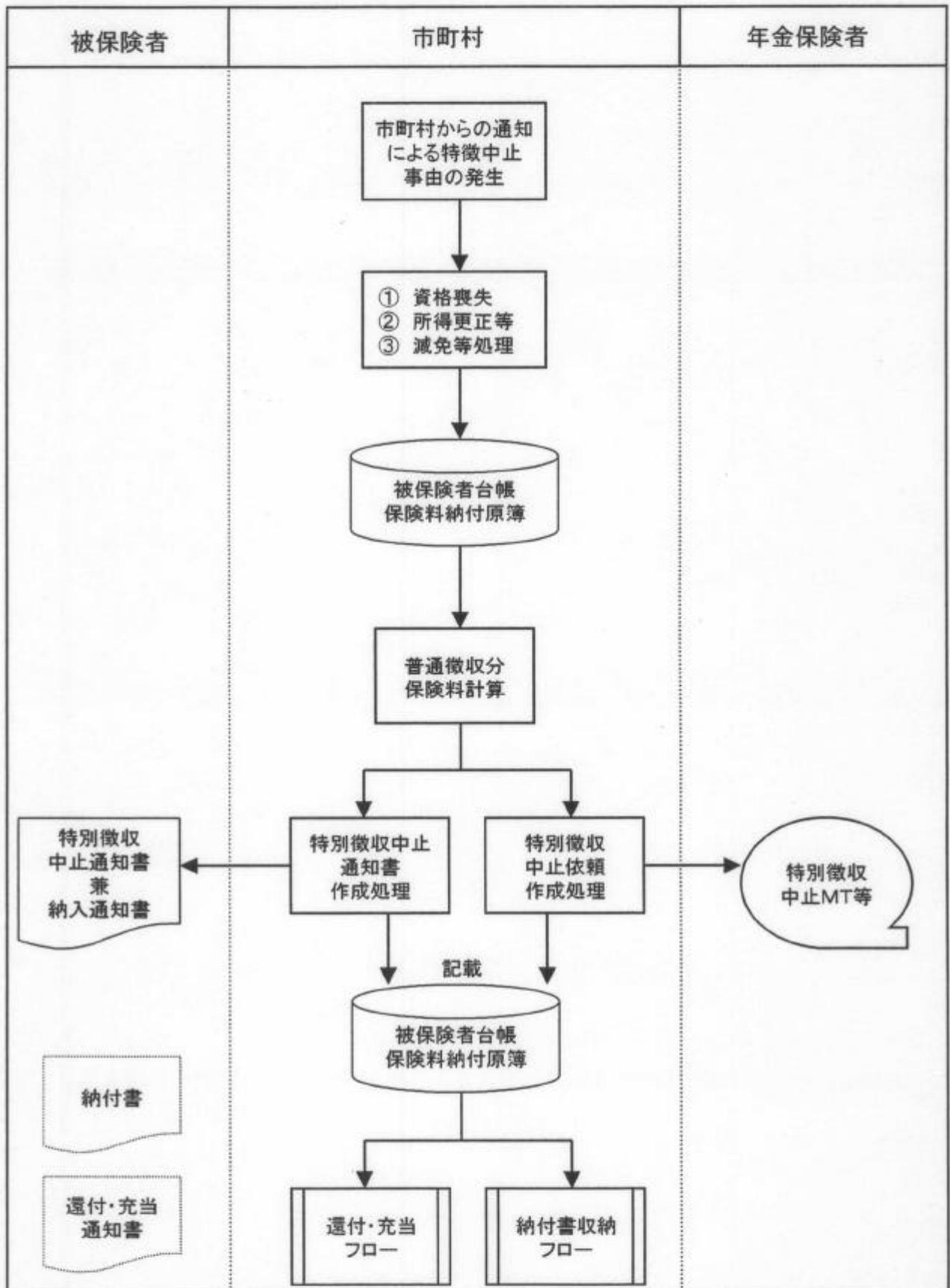
大項目	中項目	小項目	
1号保険料賦課	特別徴収	特別徴収依頼	
市町村			年金保険者
1 特別徴収対象者の確定をする。 2 前年所得情報等をもとに年間保険料額を算定する。 3 年間保険料額から仮徴収額（4月、6月、8月の3回）を控除し、支払回数割保険料額を算出する。 4 特別徴収依頼MT等に支払回数割保険料額を記載し、年金保険者に通知する。 ・新規対象者 → 支払回数割保険料額を記載 ・継続対象者 → 支払回数割保険料額を記載 5 特別徴収開始通知書を作成し、被保険者に送付する。 6 被保険者台帳・保険料納付原簿に特別徴収賦課の内容を記載する。			7 特別徴収依頼を受けて、送付されたMT等を受理する 8 特別徴収対象者原簿を更新する。 9 年金支払額からの特別徴収額を控除する。
備考 1 支払回数割保険料額に端数が生じた場合には、10月分にて端数処理が必要。			

1号保険料賦課 特別徴収依頼



大項目	中項目	小項目	
1号保険料賦課	特別徴収	特徴中止（被保険者異動等）	
市町村		年金保険者	
<p>1 特別徴収対象者の事由により、特別徴収を中止する場合</p> <p>① 転出等による資格喪失</p> <p>② 災害等の発生（保険料減免、徴収猶予等）</p> <p>③ 所得更正等による保険料額の減額変更 等</p> <p>2 被保険者台帳・保険料納付原簿の記載内容を変更する。（特別徴収→普通徴収）</p> <p>3 徴収停止依頼MT等を作成し、年金保険者に特別徴収中止を依頼をする。</p> <p>4 特別徴収対象者に特別徴収中止通知書、納入通知書を作成し、送付する。</p> <p>5 徴収残額がある場合 →納付書を作成し、送付する。 過納がある場合 →還付・充当通知書を作成し、送付する。</p>		<p>6 特別徴収中止MT等を受理する。</p> <p>7 特別徴収対象者原簿を更新する。</p> <p>8 特別徴収依頼の結果を市町村に送付する。</p>	
<p>備考</p> <p>1 本徴収が中止した場合、翌年度の仮徴収は行われぬ。</p>			

1号保険料賦課 特徴中止(被保険者異動等)



大項目	中項目	小項目
1号保険料賦課	特別徴収	特徴中止（年金保険者による理由の場合）
市町村		年金保険者
<p>3 年金保険者から特別徴収中止者の情報を受理する。</p> <p>4 被保険者台帳・保険料納付原簿の記載内容を特別徴収から普通徴収に変更する。</p> <p>5 未到来納期の普通徴収分保険料を計算する。</p> <p>6 特別徴収中止通知書、納入通知書を作成し、特別徴収対象者に送付する。</p> <p>7 徴収残額がある場合 →納付書を作成し、送付する。 過納がある場合 →還付・充当通知書を作成し、送付する。</p>		<p>1 年金保険者側の理由により、特別徴収を中止する場合 以下の理由により、特別徴収対象年金の支払額がなくなった場合又は支払回数割保険料額未満となった場合</p> <p>① 他年金選択 （老齢基礎年金から遺族年金への選択替え等）</p> <p>② 支払調整</p> <p>③ 年金支払の差止・保留</p> <p>2 上記により、特別徴収対象者でなくなった者の情報を市町村に通知する。</p>
<p>備考</p> <p>1 本徴収が中止された場合、翌年度の仮徴収は行われぬ。</p> <p>2 市町村によっては、特別徴収と普通徴収の納期数が異なるので、徴収方法が変更（特別徴収→普通徴収）した月分から普通徴収の未到来納期分の期毎の保険料額を再計算する。</p>		

1号保険料賦課 特徴中止
(年金保険者による理由等)

